

# 《 重 要 》

北杜商工発第128号

令和6年12月24日

各 位

北 杜 市 商 工 会  
会 長 小 野 光 一  
【 公 印 省 略 】

## 令和6年度 北杜市利子補給金交付申請手続きについて(通知)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の内容をご確認いただき対象となる事業所につきましては、必要書類を添えて提出期限までに商工会に申請していただきますようお願いいたします。

### 記

#### (1) 受給資格要件（北杜市小規模商工業者経営改善資金利子補給規程の抜粋）

- ① 北杜市内（以下「市内」という）小規模商工業者で常時雇用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては20人）以下の会社もしくは個人
- ② 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を行うもの。
- ③ 市内に事業所を有する者で、引き続き事業を継続しようとするもの
- ④ 市税を完納している者
  - ・市税とは、個人住民税〈普通徴収・特別徴収〉、法人市民税〈法人事業所のみ〉、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいいます
- ⑤ 北杜市商工会の会員である者又は商工会の指導を6箇月以上受けている者

#### (2) 対象となる資金・期間

- ① 令和2年1月1日から令和6年12月31日までに借入れた事業資金
- ② 種類：日本政策金融公庫資金・商工貯蓄共済資金・山梨県商工業振興資金
- ③ 交付期間：融資を受けた年の翌年から起算して5年以内とする。

(注) ①日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」については令和4年9月30日までに借入した方は対象となりません。

但し、令和2、3年に実行され3年間の公庫利子補給が終了しているものについては対象となります。

②山梨県商工業振興資金の「経済変動対策融資＝新型コロナウイルス感染症対策関係」で3年間の県利子補給が終了しているものについては対象となります。

#### (3) 利子補給金の額

- ① 利子補給金の額は、令和6年12月31日の借入残高を基準として、下記の算式で計算  
12月31日の借入残高 × 利子補給率 1% = 利子補給金の額（千円未満切捨て）  
\*注意）貸付利率が利子補給率1%より低い場合は、貸付利率とする。
- ② 1事業所の補給金の支給限度額は、10万円

裏面に続く⇒

#### (4) 申請時の提出書類

- ① 利子補給金交付申請書（別紙：様式第1号）
- ② 金融機関等交付の借入金返済明細書（一覧表）
- ③ 金融機関等発行の令和6年12月31日現在における借入金残高証明書  
\* 日本政策金融公庫資金（国民生活事業）を利用なさっている借主ご本人（法人の場合は代表者）からの依頼に限り、日本公庫ダイレクト（オンライン）での発行が可能です。
- ④ 市税納税証明書（発行後1カ月以内のもの）  
\* 市（各総合支所にて発行可）窓口で「**未納がない納税証明書**」の発行を申請してください。
- ⑤ 利子補給金振込先指示書（同封の別紙）
- ⑥ 法人の本店所在地及び代表者住所地が北杜市外の場合は、別途、書類提出を求める場合があります。

**注：③及び④の証明書は年明け1月6日以降に徴求してください。**

※お預かりする書類（一式）は、利子補給金交付申請以外に使用いたしません。

#### (5) 提出期限

**令和7年1月8日(水)～20日(月)**（土・日・祝日を除く）【**期日厳守**】

※ 北杜市への書類取次ぎの関係上、**期限までに申請書類の提出がない場合は、利子補給金手続きを放棄したものとみなします。**

#### (6) 提出・問合わせ先

北杜市商工会

☎：0551-32-1211

担当：酒井、箭本、浅川